

# NPO 法人日本地質汚染審査機構指定調査機関規定

平成 16 年 11 月 13 日 制定

平成 17 年 10 月 15 日 改定

## 第 1 条(目的)

この規則は、NPO 法人日本地質汚染審査機構(以下「審査機構」という)が認定する地質汚染診断士の資格を有する技術者を3人以上登録している企業又は団体に与えられる(地質汚染調査で単元調査を行える)指定調査機関の指定の手續について必要な事項を定めるものである。

## 第 2 条(指定調査機関の定義)

この規則で言う指定調査機関とは、3人以上の地質汚染診断士を有する法人又は団体で、単元調査法を理解し行える者に与えられる資格である。

## 第3条(指定調査機関の申請)

審査機構から指定調査機関の指定を受けようとする者は、所定の様式による申請書を理事長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に上げる書類を添付するものとする。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- ② 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号に定める構成員の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合
- ③ 地質汚染診断士の資格を有する技術者の証明書(地質汚染診断士認定書のコピー)、申請者が法人である場合は雇用関係を証明する書類

## 第4条(指定調査機関の指定の基準)

審査機構で定める指定調査機関の指定の基準は、地質汚染診断士を3名以上有し、次の基準を満たすこととする。

- ① 単元調査法に基づくオールコアボーリングの実績を延べ 900m 以上有すること。
  - ② 審査機構が定める地質汚染浄化診断基準における完全浄化の第 3 段階から第 6 段階のいずれかに達した現場実績を 3 箇所以上有すること。
- 2 前項の実績を証明する調査報告書を申請書に添付するものとする。
  - 3 地質汚染診断士は複数の指定調査機関に登録することはできない。
  - 4 審査機構で定める指定調査機関の構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- ① 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき設立された法人社員
  - ② 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第一条第一項の有限会社社員
  - ③ 商法第五十三条の株式会社株主
  - ④ その他の法人当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの
- 4 審査機構で定める指定調査機関は、地質汚染調査の実施に係る組織その他の地質汚染調査を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。
- ① 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
  - ② 地質汚染調査の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
  - ③ 前二号に掲げるもののほか、地質汚染調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

#### 第5条（業務規程の記載事項）

審査機構で定める業務は、次のとおりとする。

- ① 地質汚染調査を行う業務
- ② 地質汚染調査の結果の通知及び保存に関する業務
- ③ 地質汚染調査の実施体制に関する業務
- ④ 前三号に掲げるもののほか、地質汚染調査の業務に関する必要な業務

#### 第6条（指定調査機関名の使用）

指定調査機関として審査機構から認定された者は、NPO 法人日本地質汚染機構指定調査機関として表示することができる。

#### 第7条（指定機関の内容変更及び廃止の届出）

指定調査機関として届けている書類に変更が生じたときは所定の様式により審査機構に届けるものとする。

- ① 指定調査機関の地質汚染診断士が2名になった場合は、速やかに地質汚染診断士を補充し審査機構に届け出るものとする。
- 2 指定調査機関が規定の地質汚染診断士を確保できなくなったときによる廃止の届出は、審査機構の所定の様式による届出書を提出すること。

#### 第8条（指定の失効）

審査機構の指定調査機関が地質汚染調査の業務を廃止したときは、その効力を失う。

## 第9条（指定の取消し）

審査機構の指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- ① 地質汚染診断士の数が所定の人員を確保できなくなったとき。
- ② 審査機構が定める規定に違反したとき。
- ③ 不正の手段により本規定による指定を受けたとき。

2 理事長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第10条（異議申立）

前条の異議申立は、審査機構から指定の取り消しの通知を受けた時から30日以内に申し立てなければならない。

2 異議申し立てに関する事項については別途定める。

## 附則（2004年11月13日）

### 第1条（実施期日）

この規則は、2005年1月1日から実施する。